

(1) 国立看護師等養成所に期待される役割

田 村 や よ ひ

EXPECTED ROLES OF NATIONAL NURSING & MIDWIFERY SCHOOLS

Yayoi TAMURA

平成16年からの国立病院・療養所の独立行政法人化に関する法律も成立し、附属の看護師養成所および助産師養成所も必然的にその影響を受けることになった。わが国全体の看護職員の質の向上と量的確保に責任を負う立場から、国立看護師等養成所の今後の役割と期待に加えて、国立病院・療養所への期待も含めて論述したい。

看護職員需給見通しの現状と課題

まず、看護職員需給見通しの現状と課題について概観してみよう。平成3年に策定した看護職員需給見通しは、看護師等の人材確保の促進に関する法律とそれに基づく基本指針に定められた諸政策の推進により順調に目標を達成した。平成12年末現在の就業者数は1,165,000人となった¹⁾。これは目標値の1,159,000人を6,000人上回っている状況にある。平成12年末に策定した需給見通しでは、平成17年末に約130万人で需給が均衡すると見込んでいるが、今後は少子化の影響により新卒就業者数が減少すると予測されており、再就業者の確保や退職者数を抑制するなどの対策の必要性が高まっている。しかし、これにも限界があることから、新卒就業者の確保は引き続き重要な課題である。また、全国レベルで需給が均衡するとしても相変わらず、地方の中都市や過疎地域、精神病院や療養型病床を有する病院等では看護師等の確保が困難な状況が継続する可能性が高いことも大きな課題である。

国立看護師等養成所の位置

わが国の看護師等の養成における国立の養成所の占める位置について検討しよう。助産師養成では、平成14年

4月の助産師養成所定員803人中、国立助産師養成所は165人で約20%を占めている。看護師養成については、3年課程養成所定員23,037人中、国立看護師養成所は3,540人で約15%を占めている²⁾。いずれも、国立の看護師等養成所は重要な供給機関である。

地方厚生局別に、各都道府県の需給見通しとその都道府県に所在する養成所の入学定員の関連を図1に示した。北海道厚生局や中国四国厚生局（四国を除く）の管内では、国立養成所が定員通りの看護師等を養成し就業させたとしても、看護職員の需要を100%充足するには至っていない。また、東海北陸厚生局や東北厚生局管内でも、定員の約7割に当たる養成所が需給見通し上、平成17年でも100%とはならない都道府県にある。このようにみると、独立行政法人となった後においても、国立の看護師等養成所の看護職員供給における役割は、引き続き大きいものがある。

高い資質の看護職員養成への期待

これまで国立看護師等養成所の卒業生は、わが国の医療の主要な担い手であるばかりでなく、看護界のリーダーとしても活躍され、その存在の重みは看護の歴史にも深く刻まれている³⁾。看護系大学が100校近くなった今日においても、国立養成所の卒業生の優秀さは秀でている。国家試験合格率を見ると、平成14年2月に行われた看護師国家試験の場合、全国平均は84.3%であったが、国立養成所92.1%であった。また、助産師の場合は全国平均88.3%であったが、国立養成所の学生は93.5%の合格率であり、いずれも5-8ポイント近く高くなっているのである。国立養成所の教育の特徴を考えると、教育者と

厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare 医政局看護課

Address for reprints: Yayoi Tamura, Health Policy Bureau Nursing Division, Ministry of Health, Labour and Welfare, 1-2-2 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100-8916 JAPAN

Received June 26, 2003

Accepted November 21, 2003

臨床家が深く密な連携を保ちながら学生の教育に当たっているところではないかと考える。実践科学である看護学は、そうした環境においてこそ高い能力を育成できるものである。国家試験合格率はそうした教育の結果のひとつであることは間違いない。したがって、今後も教育と臨床の連携と協力のもとに、引き続き優秀な看護職員を育成して欲しいと願うものである。

さらに今後の看護教育のあり方を考えたときに、独立行政法人化を機に専任の看護教員の配置数を指定規則の本則通り8人を確保し、看護の専門領域の教育をさらに充実すべきであること、そして、国立看護大学校がそうであるように、看護師等養成所の校長職も看護師等を配置して、国立の看護教育を看護師の手によって行うようにすべきである。医療の提供のあり方においても、看護師の専門性、自律性が強調される今日、いつまでも医師の庇護の下にあるべきではないと考える。

看護の質向上に向けた基盤整備

現在、医療制度改革の一環として、医政局では医療提供体制の改革を進めているところである。今後の改革の

基本的方向として、①患者の視点の尊重、②質が高く効率的な医療の提供、③医療の基盤整備の3本柱が上げられているが、なかでも医療を担うマンパワーの確保と資質の向上は喫緊の課題である。

米国における多くの研究では、看護職員の配置数が多いことやクリニカルナーススペシャリスト(CNS)の配置が、在院日数の短縮、医療費の低下、患者の死亡率や再入院率の減少など、効果的で効率的な医療の結果を生み出していることが明らかにされている⁴⁾。また、看護師(RN)による看護ケア割合が多い場合には、在院日数が短く、尿路感染、上部消化管出血、肺炎、ショックや心停止などが少ないという研究結果も報告されている⁵⁾。このようなことから、わが国においても、より専門性の高い看護師を育成することを推進するとともに、看護に携わるマンパワーの中での看護師割合を高めることはきわめて重要な課題である。

1) 専門性の高い看護師の育成：

わが国で現在、高い専門性を有すると認められるための仕組みは、(社)日本看護協会が認定している専門看護師と認定看護師の2つが代表的なものであるが、看護

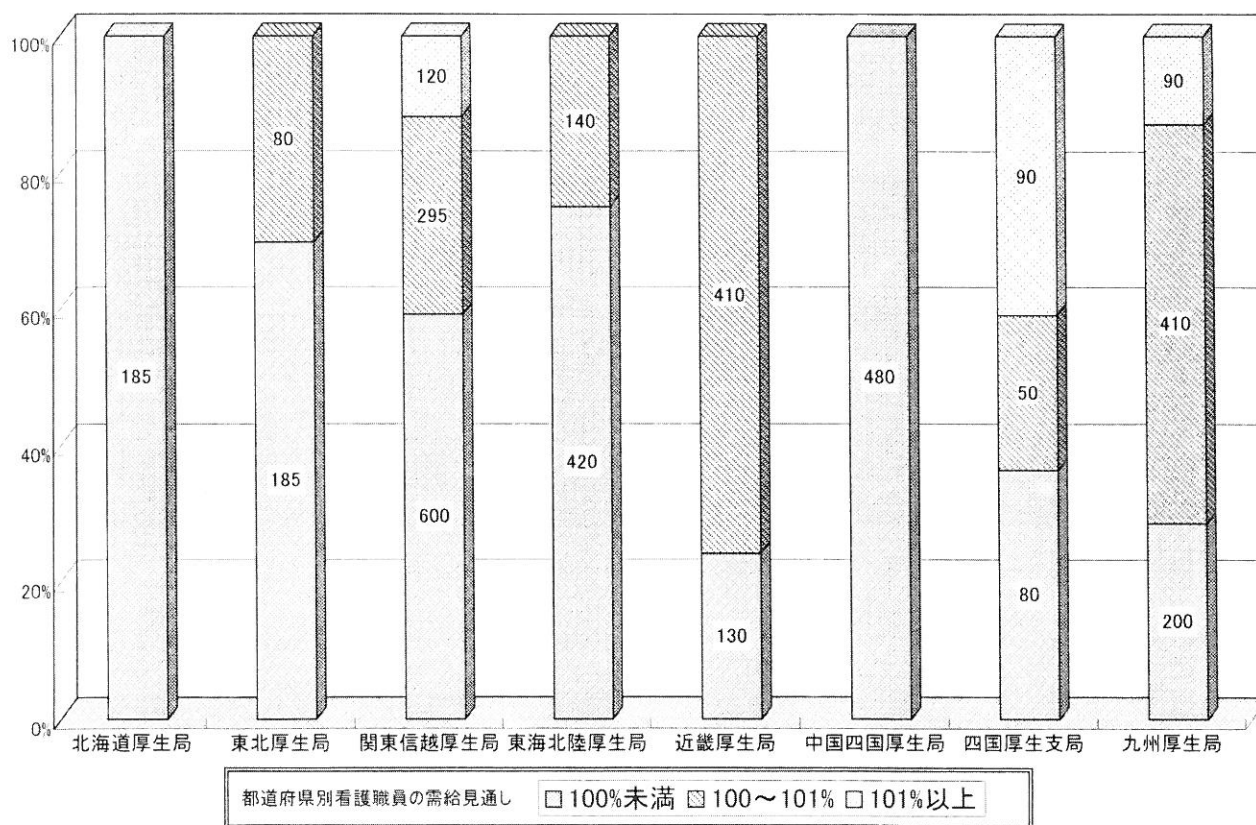


図1 看護職員の需給見通し別国立看護師等養成所入学定員数

師では養成所の卒業生が圧倒的に多い現状に鑑みると、養成所の卒業生も挑戦できる認定看護師の道を拡大する必要がある。看護課では、平成15年度の予算案において、都道府県においてがん看護や感染管理などの認定看護師レベルの教育に広く取り組んでいけるよう、「看護職員臨床技能推進事業」として3億3千万円の経費を確保したところであり、今後の取り組みが進むことであろう。国立病院・療養所の看護師たちにも、これらの研修の機会が増えるであろうと期待されるため、病院長や看護部長などは看護師等が研修を受け易い環境の整備を進めて欲しい。

2) 准看護師の看護師への道の拡大:

現在42万人の准看護師が就業しているが、看護師になることを希望する准看護師のうち、実務経験10年以上の准看護師に対して、平成16年4月から看護師2年課程通信制の道を開き、就業を継続しながらも看護師に必要な学習が修められるよう、保健師助産師看護師学校養成所指定規則の改正に取り組んでいるところである。国立病院・療養所には、業務経験の長い准看護師が数多くいるとのことである。1人でも多くの准看護師が看護師になり、自らの看護判断により適切な看護を患者に提供して、患者や家族の生活の質を高めることに貢献して欲しいものである。現在、国立の養成所の統廃合が進んでいるが、2年課程の教育経験を持つ養成所のいくつかは、通信制を実施することを検討すべきではないだろうか考える。

3) 卒業直後の看護師のための臨床研修:

看護職員については医師、歯科医師のような臨床研修制度がなく、現状は各病院において、卒業直後の看護師はOJTにより臨床技能を高めている状況である。看護

職員が関与する医療事故報道やインシデントレポートの分析では、卒業後2年位までの業務経験を有する者の数が多くなっている事実もあり、看護界には医師のような臨床研修制度の創設を期待する声が聞かれるようになっている。しかしながら、5万人を超える新卒者がいる実情をふまえると、看護職員独自の研修のあり方を考える必要がある。平成15年度予算において、看護職員の卒後研修について調査検討を行う経費を確保したところであり、今後の検討が待たれるところであるが、国立病院や公立病院、大規模な私立病院などが現在もOJT研修の中核になっている実状も踏まえて検討を進めたい。

文 献

- 1) 看護問題研究会監修:平成14年看護関係統計資料集. 2-11p, 東京, 日本看護協会出版会, 2002
- 2) 看護問題研究会監修:平成14年看護関係統計資料集. 60p, 東京, 日本看護協会出版会, 2002
- 3) 岸本多恵子:病院が変わる—国立病院・療養所の変革を視点に一, In:検証—戦後看護の50年. 日本看護歴史学会編集, 東京, メヂカルフレンド社, 1998
- 4) 著者不詳:看護体制の整備で入院期間を短縮—21世紀の医療に看護はいかなる貢献が可能か(上). 週刊社会保障 1905:6-9, 1996
- 5) Needleman J, Buerhaus P, Mattke S et al: Nurses-staffing Levels and the Quality of Care in Hospitals. N Engl J Med 346:1715-1720, 2002

(平成15年6月26日受付)

(平成15年11月21日受理)